議第14号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

一之宮テニスコート、久々野総合運動公園屋内運動場、秋神グラウンド及び秋神テニスコートを 廃止するため改正しようとする。 高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例(昭和56年高山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(管理)	(管理)
第3条 体育施設のうち次に掲げる施設は、市	第3条 体育施設のうち次に掲げる施設は、市
長が管理する。	長が管理する。
(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
<u>(7)</u> <u>秋神グラウンド</u>	
2 (略)	2 (略)

改 正 前

別表第1 (第2条関係)

名称	位置									
高山市屋内軽スポーツ場の項~荘川グラウンドの項(略)										
一之宮屋内運動場	高山市一之宮町3042番地									
一之宮テニスコート	高山市一之宮町3087番地6									
久々野体育館	高山市久々野町無数河818番地1									
久々野総合運動公園屋内運動場	高山市久々野町久々野1461番地1									
大西体育館の項~朝日屋内ゲートボール場の項	(略)									
秋神屋内ゲートボール場	高山市朝日町桑之島71番地									
秋神グラウンド	高山市朝日町桑之島141番地									
秋神テニスコート	高山市朝日町桑之島2番地1									
飛騨日和田体育館の項~奥飛騨トレーニングセンタープールの項 (略)										

別表第2(第11条関係)

(単位:円)

施設	名称	使用	時間区分及び使用料									
		方法	午前		午後	全日	夜間		夜間照明			
グラウ	大八グラウンドの詩	大~荘川	グラウン	/ドの隷	太 (略)							
ンド	久々野総合運動公	全面の項 (略)										
	園グラウンド	半面	1, 9	9 0	2, 610	2, 610		, 360				
	秋神グラウンド	<u>全面</u>	1, 9	9 0	2,610	3, 980	2, 6	10 1	, 360			
	高根総合グラウント	ヾの款~	の款〜奥飛騨村上総合グラウンドの款 (略)									
	備考 (略)											
施設	名称	使用			時間	間区分及び使用	用料					
		方法	午前	午後:	1 午後 2	全日	夜間1	夜間2	夜間照			
									明(各			
									区分)			
テニス	岡本テニスコート	1 区	5 2 0	730	7 3 0	1, 990	7 3 0	7 3 0	6 2 0			
コート	中山テニスコート	画										
	丹生川運動公園テ	備考	(略)									
	ニスコート											

改 正 後

別表第1 (第2条関係)

名称	位置									
高山市屋内軽スポーツ場の項~荘川グラウンドの項 (略)										
一之宮屋内運動場	高山市一之宮町3042番地									
久々野体育館	高山市久々野町無数河818番地1									
大西体育館の項~朝日屋内ゲートボール場の項	(略)									
秋神屋内ゲートボール場	高山市朝日町桑之島71番地									
飛騨日和田体育館の項~奥飛騨トレーニングセンタープールの項 (略)										

別表第2(第11条関係)

(単位:円)

								`	上 [元・1]/			
施設	名称	使用	時間区分及び使用料									
		方法	午前		午後	全日	夜間	夜	夜間照明			
グラウ	大八グラウンドの読	べ~荘川グラウンドの款 (略)										
ンド	久々野総合運動公	全面の項 (略)										
	園グラウンド	半面	1, 99	90 2	, 610	3, 980	2, 6	10 1,	3 6 0			
	高根総合グラウント	ンドの款~奥飛騨村上総合グラウンドの款 (略)										
	備考 (略)											
施設	名称	使用			時間	間区分及び使用	用料					
		方法	午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2	夜間照			
									明(各			
テニス	岡本テニスコート	1 区	5 2 0	7 3 0	7 3 0	1, 990	7 3 0	7 3 0	6 2 0			
コート	中山テニスコート	画										
	丹生川運動公園テ	備考	(略)		•							
	ニスコート											

		ニスコート						清見テン	ニスコート					
	<u>一之宮ラ</u> <u>ト</u>	テニスコー												
		総合運動公						久々野総合運動公						
	' '	スコート						園テニン	スコート					
施設の部	部~プール	レの部 (略	各)				施設の部	『~プー』	ルの部 ()	各)				
施設	名称 使用 時間区分 使用料(1時間 照明料(1時間						施設	名称		使用	時間区分	使用料(1時間	照明料(1時間	
			方法		当たり)	当たり)				方法		当たり)	当たり)	
体 育	丹生川体	本育館の款~	~荘川体	で育館の款 (略)			体 育	丹生川体育館の款~荘川体育館の款 (略)						
館・武	久々野	アリーナの)項~会	議室の項 (略)			館・武	久々野	アリーナの)項~会	議室の項 (略)			
道館	体育館	トレーニ	1人	8時30分~22時	100	_	道館	体育館	トレーニ	1人	8時30分~22時	1 0 0	_	
		ングルー							ングルー					
		4							ム					
	久々野絲	総合運動公	全面	8時30分~21時30分	<u>3 1 0</u>	210								
	園屋内道	重動場												
	大西体育館の款~国府B&G海洋センター体育館の款 (略)							大西体育館の款~国府B&G海洋センター体育館の款 (略)						
	備考	(略)						備考 (略)						
備考	(略)						備考	(略)	_					

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。